

日本障害者協議会・障害者政策に関する質問状(政策アンケート)への回答(2013年7月参院選)

◇政党の並び順は公示前の参院勢力順です。

1、障害者関係予算について

日本の障害者関係の公的支出はOECD諸国の中でも極めて低い水準(対GDP比で32か国中15位、OECD諸国平均の約2/3の水準、2009年調査)にあります。2012年12月の衆議院選挙の際の前回アンケートでは、下記の設問に対して各党から様々なご回答をいただきました。改めてお尋ねします。下記の設問に対する貴党のご見解をお教えください。

Q1-1 障害者関係予算の引き上げ

障害者関係公的支出の対GDP比を ① 早急に上位10位以内に引き上げるべきである。 ② 早急に中間グループにまで高めるべきである。 ③ ほぼ現状でよい。 ④ 何ともいえない。								
民主党	自由民主党	公明党	みんなの党	生活の党	日本共産党	社会民主党	みどりの風	日本維新の会
① 早急に上位10位以内に引き上げるべきである。	全項目に対応する回答なし。 返信された回答を最後に掲載しました。	② 早急に中間グループにまで高めるべきである。	① 早急に上位10位以内に引き上げるべきである。	③ ほぼ現状でよい。	① 早急に上位10位以内に引き上げるべきである。	① 早急に上位10位以内に引き上げるべきである。	① 早急に上位10位以内に引き上げるべきである。	全項目に回答なし * 本アンケートに回答できるほど議論できていないため。
厳しい財政状況の中でも障害者政策に係る予算確保に努力すべき。								

Q1-2 引き上げに向けた貴党の取り組み

前回(2012年12月)のご回答で、「1. 早急に上位10位以内に引き上げるべきである。」あるいは「2. 早急に中間グループにまで高めるべきである。」とご回答いただいた政党にお尋ねします。
前回のご回答をいただいた以降、障害者予算の引き上げに向けて、具体的に活動された事項(エビデンス)があればお教えください。
なお、その他の選択肢をご回答いただいた政党、あるいは今回初めてご回答いただく政党でも、前回(2012年12月)の衆議院選挙以降この政策にかかわるエビデンスがあればお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	みんなの党	生活の党	日本共産党	社会民主党	みどりの風	日本維新の会
平成25年度予算は、経済的自立支援、精神障害者の地域移行・地域生活支援の推進、発達障害者の地域支援体制の確立及び発達障害者への支援手法の開発等、障害者に対する就労支援の推進、社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及等の項目について、前年比減額となったため、民主党は反対した。		本年4月からの障害者総合支援法の施行も踏まえ、本年度の障がい福祉関係予算は総額約1.4兆円まで拡大しました。2010年の障害者自立支援法改正では、利用者負担を原則1割から原則応能負担に変更できましたほか、発達障がいを対象として明記し、グループホーム等の障がい者に対する家賃助成や、視覚障がい者の移動支援サービスの新設を実現しています。	障がい者関係予算は、直接障がい者施策に関わるものだけではなく、例えば交通基本法の制定等も通して、ユニバーサルデザインな社会づくり全般にも関わることであり、総合的な意味でOECD諸国並みの予算をかけることは当然のことである。		13年度予算組み替え動議を国会に提出し、内需主導の経済政策へ切り替えることを要求し、障害者分野では総合支援法を抜本的に見直し、障害者福祉・医療の負担の無料化を求めました。財源は大企業と富裕層に応分の負担を求め、軍事費や大型開発事業などの浪費を削減して確保することとしています。日本共産党は、社会保障予算を抜本的に拡充するための財源についても消費税増税とは別の道で確保する「提言」を発表しています。	厚生労働委員会において社民党の委員が大臣へ要望している。各省庁から予算に関する説明を受ける際も引き上げの要望をしている。		

Q1-3 障害者関係予算の目標

Q1-2のご回答を踏まえまして、当面の重点課題として実現すべき障害者に関する政策をお書きください(可能であれば具体的な数値目標をご提示ください)。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	みんなの党	生活の党	日本共産党	社会民主党	みどりの風	日本維新の会
良質な障害福祉サービスの確保、地域生活支援事業の拡充、精神障害者や発達障害者等への支援施策の推進、情報・コミュニケーション支援、就労支援、障害児支援、障害者虐待防止に関する施策、障害者等からの公共調達の促進等を着実に進められるよう予算を確保する。		障がい者の所得保障をより充実させるべく障害年金の支給要件緩和に取り組めます。また、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、高齢化の対応を含めた福祉基盤の整備を図るとともに、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリーの推進に取り組めます。	歳入庁の設置や公平な社会保険料徴収によって社会保障を充実させるとともに、障がい者がハンデにならない社会を実現するために、障がい者支援を家族から社会による扶助に切り替え、障害者自立支援法違憲訴訟の和解の基本合意に沿った障がい者施策を目指すだけの予算獲得を目標とする。	障害者政策については、足もと障害者740万人中、利用者は63万人と、とにかく利用率がまだ低いということが問題。まだまだ潜在的な需要層が隠れているものとみられ、政府および自治体としては必要な方にはしっかりと適切なサービスが提供されるための環境整備に全力を注ぐべき。そして、国としては、利用者の毎年の増加に見合った予算をしっかりと確保していくことが肝心。	国は「基本合意」や「骨格提言」にそって低所得者の自立支援医療費はただちに無料にするのが当然です。また、すみやかに障害者の福祉・医療を無料にするよう求めます。	所得の低い障害者への障害福祉サービスなどの無料化は、世帯単位ではなく個人単位とし対象を拡大する。難病者への谷間のない支援。移動支援や手話通訳・コミュニケーション支援事業など、地域生活支援事業への国の支援を強化する。自立支援医療の自己負担の軽減。就労支援、作業所の整備拡充、障害者住宅の増設など。これらについて予算の増額を図る。		

2、障害者総合支援法について

障害者総合支援法は、自立支援法違憲訴訟団と交わした「基本合意文書」や総合福祉部会が提言した「骨格提言」と大きな落差があり、抜本的な見直しが必要と考えます。障害者総合支援法に対する貴党のご見解をお教えてください。

Q2-1 障害者総合支援法の見直しの範囲

障害者総合支援法の附則第三条にある「三年を目途とした」検討の範囲は
① 附則第三条に記載した事項に留まらず抜本的な見直しをするべきである。
② 附則第三条に記載した事項に限定して検討するべきである。
③ その他
②、③の場合、その理由をお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	みんなの党	生活の党	日本共産党	社会民主党	みどりの風	日本維新の会
② 附則第三条に記載した事項に限定して検討するべきである。		③ その他	① 附則第三条に記載した事項に留まらず抜本的な見直しをするべきである。	① 附則第三条に記載した事項に留まらず抜本的な見直しをするべきである。	① 附則第三条に記載した事項に留まらず抜本的な見直しをするべきである。	① 附則第三条に記載した事項に留まらず抜本的な見直しをするべきである。	① 附則第三条に記載した事項に留まらず抜本的な見直しをするべきである。	
法に基づいて検討をすすめるべき。ただし、その他に課題が顕在化した場合は、それについての検討を拒むものではない。		附則第三条に記載した事項については、3年を目途に検討する必要があると考えます。その他の事項に関しては、同法の施行状況等を勘案しつつ、見直しが必要と思われる場合には、法改正を含め検討をするべきです。特に、難病の方たちへの支援は、障がい者福祉の分野だけでなく、総合的な難病対策を推進するための法律の制定に向け取り組んでいます。						

Q2-2 総合福祉部会の「骨格提言」と見直しの方向性の関係

障害者総合支援法の附則第三条にある「三年を目途とした」検討の方向性については
① 総合福祉部会の「骨格提言」を尊重し、提言内容の具体化を検討するべきである。
② 総合福祉部会の「骨格提言」を参考にしつつ、検討するべきである。
③ 総合福祉部会の「骨格提言」とは、異なる観点から検討するべきである。
③の場合、いかなる観点が必要かお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	みんなの党	生活の党	日本共産党	社会民主党	みどりの風	日本維新の会
① 総合福祉部会の「骨格提言」を尊重し、提言内容の具体化を検討するべきである。		② 総合福祉部会の「骨格提言」を参考にしつつ、検討するべきである。	② 総合福祉部会の「骨格提言」を参考にしつつ、検討するべきである。	① 総合福祉部会の「骨格提言」を尊重し、提言内容の具体化を検討するべきである。	① 総合福祉部会の「骨格提言」を尊重し、提言内容の具体化を検討するべきである。	① 総合福祉部会の「骨格提言」を尊重し、提言内容の具体化を検討するべきである。	① 総合福祉部会の「骨格提言」を尊重し、提言内容の具体化を検討するべきである。	
「骨格提言」については、障害当事者の方の思いが詰まったものであり、これを段階的・計画的に実現していくことが重要。								

Q2-3 見直しの検討体制

障害者総合支援法の附則第三条の第二項では、「政府は、前項の規定により検討を加えようとするときは、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」とありますが、どのような措置が必要と考えますか。
① 障害者政策委員会で検討する。
② 新たに「障害者等及びその家族その他の関係者」を含めた検討委員会を発足する。
③ 団体ごとのヒアリングを行う。
④ その他
④の場合、具体的な措置をお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	みんなの党	生活の党	日本共産党	社会民主党	みどりの風	日本維新の会
④ その他		④ その他	④ その他	② 新たに「障害者等及びその家族その他の関係者」を含めた検討委員会を発足する。	④ その他	① 障害者政策委員会で検討する	② 新たに「障害者等及びその家族その他の関係者」を含めた検討委員会を発足する。	
「骨格提言」の内容のうち、ただちに対応ができるものは障害者総合支援法に盛り込んだが、検討に時間を要するものについては、法の施行(平成28年4月)後3年を目途に見直しの検討を行うことにした。3年後の見直しのあり方については、障害当事者、ご家族、関係者の方々のご意見を反映させるために必要な措置を講ずるとされた法律の規則に沿って対応する。		障害者総合支援法の検討規定については、障害者政策委員会または新たに検討委員会を設置しての検討や、団体からのヒアリングなど、考え得る様々な手法を総合的に考慮しつつ、障がい者や家族、その他の関係者の意見をより反映することができ現実的な体制について、検討していきたいと考えています。	障害者政策委員会での検討や団体へのヒアリングは当然必要であり、当事者等が入った新たな検討委員会を設置することも一つの考え方ではあるが、委員会等が縦割りで連携していない現状に鑑み、直接当事者の意見を反映させる窓口機能を常設的に設けることも必要ではないか。		①～③まですべて必要です。ただし、②については、検討委員会をつくるのではなく、当事者参加を厚くするという趣旨で、①の障害者政策委員会の中に含める、②を①の「部会」のようにするなどということも考えられます。			

3、障害者差別解消法について

障害を理由とする差別の解消を推進する法律(障害者差別解消法)は、差別の定義がないこと、合理的配慮の提供について、国や地方自治体は法的義務としているが、民間については努力義務とされていること、紛争解決の仕組みについても、新たな組織を設けず、既存のものの活用をうたうにとどまっているなどの課題を抱えていますが、差別解消に向けて一歩前進するものと考えます。
障害者差別解消法に対する貴党のご見解をお教えてください。

Q3-1 障害者差別解消地域支援協議会について

- ① 3年後の施行までに、すべての地方公共団体に設置すべきである。
② 3年後の施行までに、まずは数か所のモデル事業を行うべきである。
③ その他
②、③の場合、その理由をお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	みんなの党	生活の党	日本共産党	社会民主党	みどりの風	日本維新の会
① 3年後の施行までに、すべての地方公共団体に設置すべきである。		③ その他	① 3年後の施行までに、すべての地方公共団体に設置すべきである。	① 3年後の施行までに、すべての地方公共団体に設置すべきである。	① 3年後の施行までに、すべての地方公共団体に設置すべきである。	① 3年後の施行までに、すべての地方公共団体に設置すべきである。	① 3年後の施行までに、すべての地方公共団体に設置すべきである。	
協議会については、障がい者当事者の意見を反映したモデル事業を紹介しつつ地方公共団体に設置を促していくべきと考えます。		障害者差別解消地域支援協議会については、各地方公共団体において、地域の実情を踏まえつつ、必要に応じて早期に設置することが望ましいと考えます。						

Q3-2 法の運用にあたっての障害者差別の定義に、以下の事項が含まれると考えますか。(複数回答可)

- ① 直接差別に限定すべきである。
② 直接差別に加えて、間接差別も含めるべきである。
③ 直接差別に加えて、関連差別も含めるべきである。
④ 直接差別に加えて、合理的配慮の不提供も含めるべきである。
⑤ その他
選んだ理由をお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	みんなの党	生活の党	日本共産党	社会民主党	みどりの風	日本維新の会
⑤ その他		⑤ その他	② 直接差別に加えて、間接差別も含めるべきである。 ③ 直接差別に加えて、関連差別も含めるべきである。 ④ 直接差別に加えて、合理的配慮の不提供も含めるべきである。	⑤ その他	② 直接差別に加えて、間接差別も含めるべきである。 ③ 直接差別に加えて、関連差別も含めるべきである。 ④ 直接差別に加えて、合理的配慮の不提供も含めるべきである。	② 直接差別に加えて、間接差別も含めるべきである。 ③ 直接差別に加えて、関連差別も含めるべきである。 ④ 直接差別に加えて、合理的配慮の不提供も含めるべきである。	④ 直接差別に加えて、合理的配慮の不提供も含めるべきである。	
障がいがあることを理由とする差別を解消する為には、あらゆる差別に加えて、合理的な配慮の不提供も含めた定義が望ましいと考えます。		法の運用にあたっての障がい者差別の定義については、今後、運用事例を積み重ねながら検討を進めるべきと考えます。		直接差別、間接差別、関連差別の違いについては、差別禁止部会等でも依然明確な定義が定まっていないと承知している。人々を傷つける「差別」は「差別」なのであって、こうした議論については、観念論ではなく、実体に即して適切に判断されるべきもの。	差別禁止部会の「意見書」を全面的に支持するとともに、障害者権利条約にのっとる立場から、直接差別、関連差別、合理的配慮の不提供すべての定義が必要だと考えます。	実質的に差別を撤廃していくためには、見かけではわかりにくい、間接差別や関連差別、合理的配慮の不提供を含めて法制度を推進する必要があると見ます。成立した障害者差別解消法では、間接差別や関連差別は対象となっていないかもしれませんが、今後の大きな課題であると考えます。	行政の不作為を認めない積極的対応が必要である。	

ちなみに障害者政策委員会差別禁止部会の議論では、それぞれを以下のように定義して議論がなされました。
■ 直接差別とは、
「障害を理由とする区別、排除、制限又はその他の不利益取扱い」をいう。
■ 間接差別とは、
「外形的に中立的な基準、規則、又は慣行を障害者に適用することにより、その障害がなかったであろう場合と比較して不利益をもたらす取扱い」をいう。
■ 関連差別とは、
「障害に関連する事由を理由とする区別、排除、制限又はその他の不利益取扱い」をいう。
■ 合理的配慮とは、
「障害者が他の者と平等に特定の機会に参加し又はこれを利用するうえで必要となる現状の変更調整、社会的障壁の除去又はその他の人的、物的手段の提供」をいい、これを怠ることは差別となる。
※ただし直接差別を除いて、正当化事由や例外事由が認められる場合を除外します。

Q3-3 法施行後3年の見直しにおいて、第8条第2項の事業所の合理的配慮の提供の努力義務を、第7条第2項の行政機関等と同じように義務規定に改正する必要があると考えますが、

- ① 義務規定に改正すべきである。
② 努力規定のままでよい。
③ その他
②、③の場合、その理由をお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	みんなの党	生活の党	日本共産党	社会民主党	みどりの風	日本維新の会
③ その他		③ その他	③その他	③その他	① 義務規定に改正すべきである。	① 義務規定に改正すべきである。	① 義務規定に改正すべきである。	
事業者については、法施行後3年の間の実施状況を検討し、義務化に向けてその工程を示し、期日を定めて進めることが望ましいと考えます。また、実施状況によっては、義務規定を検討すべきと考えます。		第8条2項に規定する内容等については、今後適切に検討を行い、その結果に応じて見直しを行うべきと考えています。	3年後に法が施行され、さらにその3年後に見直しが行われることとなり、合計6年の期間が担保されている。この間、民間事業者に対して合理的配慮の提供を義務づけることが、過度な負担とならないかを十分見極めた上で、できるだけ前倒しで判断すべきであると考えます。	義務規定化については、今後障害者の方、家族の会、規制される側等広く各般の意見を聞き、検討されることが必要。				

4、障害者の政策への意見反映

障害者権利条約第4条の3では「締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。」とあり、また“Nothing About Us Without Us”（私たちのことを私たち抜きに決めないで）は、障害者権利条約制定における基本的な理念と言われています。しかし、平成23年の障害者基本法改正で発足した障害者政策委員会は、昨年の12月の新政権発足以降、一度も開催されていません。

また私たち（障害者）に関わる政策及び計画は、障害者を対象としたものとどまりません。政府が立案する「すべての政策及び計画」の対象には障害者が含まれています。そこで、「男女共同参画基本計画」において国・都道府県・市町村の審議会等委員に占める女性の割合を数値目標と定めているように、「障害者基本計画」において、障害者の委員の割合を目標値として明記することが必要と考えますが、貴党のお考えをお教えてください。

Q4－1 障害者政策委員会を早期開催することに

① 賛成である。 ② 反対である。 ③ その他 ②、③の場合、その理由をお書きください。（200字以内）								
民主党	自由民主党	公明党	みんなの党	生活の党	日本共産党	社会民主党	みどりの風	日本維新の会
① 賛成である。		① 賛成である。	① 賛成である。	① 賛成である。	① 賛成である。	① 賛成である。	① 賛成である。	

Q4－2 障害者に関わる審議会等の障害者割合

障害者基本計画に、障害者に関わる国・都道府県・市町村の審議会等委員に占める障害者の割合を ① 50%以上との数値目標を明記する。 ② 数値目標は示さないものの委員に含めることを明記する。 ③ 特に記載する必要はない。 ②、③の場合、その理由をお書きください。（200字以内）								
民主党	自由民主党	公明党	みんなの党	生活の党	日本共産党	社会民主党	みどりの風	日本維新の会
その他		② 数値目標は示さないものの委員に含めることを明記する。	① 50%以上との数値目標を明記する。	② 数値目標は示さないものの委員に含めることを明記する。	① 50%以上との数値目標を明記する。	① 50%以上との数値目標を明記する。	① 50%以上との数値目標を明記する。	
障害者に国・地方レベルの審議会で障害者および家族、関係者の方々の意見が十分反映されるよう、どのような審議会構成にすべきか検討する。		障害者権利条約に規定される障がい者の意見反映のために、改正障害者基本法は「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない」と定めております。同法の規定を確かなものとするべく、障害者委員の参画をはじめ、障がい者の方々の意見がより反映される方法の検討が必要と考えます。		数値目標というよりも、とにかく委員に含めることが肝心。				

Q4－3 一般政策における審議会等の障害者割合

障害者基本計画に、すべての国・都道府県・市町村の審議会等委員に占める障害者の割合を ① 5%以上（※）との数値目標を明記する。 ② 数値目標は示さないものの委員に含めることを明記する。 ③ 特に記載する必要はない。 ②、③の場合、その理由をお書きください。（200字以内） ※『平成24年度版障害者白書』によると「およそ国民の6%が何らかの障害を有している」（p.19）とあります。しかしこの数値には、難病や知的な障がいを伴わない発達障害者は含まれていません。ちなみにOECD（2003）の報告によると、労働年齢期間の人口総数に対する障害者の比率は、平均14%となっています。								
民主党	自由民主党	公明党	みんなの党	生活の党	日本共産党	社会民主党	みどりの風	日本維新の会
その他		③ 特に記載する必要はない。	① 5%以上との数値目標を明記する。	② 数値目標は示さないものの委員に含めることを明記する。	① 5%以上との数値目標を明記する。	① 5%以上との数値目標を明記する。	① 5%以上との数値目標を明記する。	
障害者に国・地方レベルの審議会で障害者の意見が十分反映されるよう、どのような審議会構成にすべきか検討する。		障害者権利条約に規定される障がい者の意見反映のために、昨年成立した改正障害者基本法には「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない」と定められております。一般政策においても、障がい者の意見がより反映される方法を検討する必要があると考えます。		数値目標というよりも、とにかく委員に含めることが肝心。				

5、障害者の所得保障

日本障害者協議会では、障害者の所得保障の在り方について「障害者の所得保障と就労支援に関する2007年提言」を出しています。そこでは所得保障政策の基本的な考え方として、以下三点を提起しました。

① 成人期障害者に対する家族の扶養義務制度を廃止すること

② 障害者であるか否かにかかわらず、勤労所得が最低生活水準に満たないすべての者に対応する、基礎的で普遍的な所得保障制度を確立すること

③ 障害ゆえの特別経費は個別的なニーズに基づき保障されること

また、こうした考え方に基づき、まず実行すべき政策として、次の三点を提起しています。

① 生活保護法の扶養義務優先規定の改正、あるいは運用を改善し、扶養義務の範囲を「夫婦及び未成年の子の親」に限定すること

② 住宅手当制度を創設すること

③ 障害基礎年金の支給水準の不足を補い、生活保護を受給しなくて済むための新たな障害給付制度を創設すること

さらに緊急的な課題として、「障害基礎年金及び特別障害給付金の適用範囲を拡大し、所得保障を受けられない障害者をなくすこと」を提起しました。その一方で今回の生活保護法改正は、書面での受給申請を義務付けていわゆる「水際作戦」を合法化し、保護の開始にあたって扶養義務者への通知を行うなど、私たちの主張と逆行するものであると危惧しております。

以上の政策について貴党のお考えをお教えてください。

Q5-1 今回の生活保護法の改正をどのように評価していますか。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	みんなの党	生活の党	日本共産党	社会民主党	みどりの風	日本維新の会
真に支援が必要な人に対し適切に生活保護の認定を行うことが必要。今国会で審議された生活保護法改正案は、保護申請の書類の不備を理由に過度な申請抑制(水際作戦)が実施されない懸念があった。民主党は、現行どおり、特別な事情がある時は書類が揃わなくても保護を申請できるよう、第24条の修正を衆院厚労委員会に提出し、与党と合意できたので賛成した。		今般の生活保護法改正法案は、生活保護制度を真に国民の信頼に足るものとするために、就労による自立の促進や不正受給対策の強化等を行うものです。併せて本年の通常国会では、生活困窮者を支援するための法案(閣法)を提出したところ。残念ながら廃案となりましたが、早期に成立させるべきと考えます。	生活保護については、制度の不備・不公平、年金その他の施策との不整合等の問題を段階的に解消し、最終的には基礎年金と生活保護を統合した「ミニマムインカム」を創設すべきだと考えており、総合的な観点からの生活保護制度の見直しを行うべきである。	国民の最低限度の生活を保障する生活保護制度は、必要な人に必要な保護が届くことが重要である。我が国の生活保護の捕捉率は、政府の推計でも32.1%と、諸外国に比べて低いと指摘されている。今回の改正法案はセーフティーネットとして懸念すべき点が多々あり、自立支援等に寄与できるものとなるよう全力を尽くす。	日本共産党は国民のみならずと廃案を求めてきた。改悪法案は生活保護を受け国民の権利を侵害し、捕捉率が低い日本の貧困をさらに悪化させるものです。非正規雇用労働者の増加などにはまともに対策をとらないどころか、さらに首切り自由化などを財界の言いなりにするため貧困を拡大する最悪の施策を安倍政権はすすめています。生活保護制度を後退させるのは間違った政策です。	窓口申請の厳格化、扶養義務者に対する扶養の強制、プライバシーの侵害など、非常に問題が多い。生活保護の引き締めが強化され、本当に生活保護が必要な人が制度を受けられなくなる可能性が高い。憲法第25条に示された国民の最低限度の生活保障が侵害されかねない。		

Q5-2 成人家族への扶養義務制度廃止

家族の扶養に関する負担を軽減することが障害者の所得保障政策の大前提であり、そのため成人期障害者に対する家族の扶養義務制度を廃止することについて

① 賛成である。

② 反対である。

③ どちらともいえない。

②、③の場合、その理由をお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	みんなの党	生活の党	日本共産党	社会民主党	みどりの風	日本維新の会
③ どちらともいえない。		③ どちらともいえない。	③ どちらともいえない。	③ どちらともいえない。	① 賛成である。	① 賛成である。	① 賛成である。	
成人家族への扶養義務のあり方については、さらに議論が必要。		障がい者家族の扶養に関する負担軽減につぎまして、公明党は、皆さまからのご意見に基づき、障害者自立支援法の成人の障がい者について、障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得階級区分を「個人単位」を基本として見直し、本人と配偶者のみを勘案することを政府に強く求め、実現をしてきました。成人期障がい者に対する家族の扶養義務制度につぎましては、今後、福祉制度のあり方を含め、検討する必要があると考えます。	成人障がい者個人の所得をきちんと保障すべきだという趣旨には賛成だが、現在は障害者自立支援法の枠組でも配偶者は含まれるものの、家族全体の扶養義務はなくなっている。公助と共助とのバランスを考える中で、家族の負担は極力軽減すべきだと考えるが、民法改正も必要となるような「全面的」扶養義務廃止には、総合的観点からさらなる議論が必要だ。	わが国のような極端な少子高齢化社会における社会保障制度を考えた場合、それぞれがそれぞれの立場で家族として社会として助け合い、支え合っていくことは不可欠な情勢。				

Q5-3 生活保護の扶養義務範囲の限定

生活保護法の扶養義務優先規定の改正、あるいは運用を改善し、扶養義務の範囲を「夫婦及び未成年の子の親」に限定することに

① 賛成である。

② 反対である。

③ どちらともいえない。

②、③の場合、その理由をお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	みんなの党	生活の党	日本共産党	社会民主党	みどりの風	日本維新の会
③ どちらともいえない。		③ どちらともいえない。	③ どちらともいえない。	② 反対である。	① 賛成である。	① 賛成である。	① 賛成である。	
生活保護の扶養義務のあり方については、さらに議論が必要。		公明党は、障がい者の所得保障の充実につぎまして、障害基礎年金の引き上げ等を掲げてきました。生活保護については、障がい者の所得保障の観点のみならず、生活困窮者などに対するセーフティーネット全体の中で、その在り方を検討することが必要であると考えます。したがって、生活保護法の扶養義務優先規定につぎましては、生活保護制度をはじめ福祉制度全体の中で、そのあり方を検討する必要があると考えます。	Q5-1と同じ。	わが国のような極端な少子高齢化社会における社会保障制度を考えた場合、それぞれがそれぞれの立場で家族として社会として助け合い、支え合っていくことは不可欠な情勢。				

Q5－4 住宅手当制度の創設

施設からの地域移行を促進するために、障害者にとって使いやすい住宅手当制度を創設することに

① 賛成である。
② 反対である。
③ どちらともいえない。
②、③の場合、その理由をお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	みんなの党	生活の党	日本共産党	社会民主党	みどりの風	日本維新の会
③ どちらともいえない。		① 賛成である。	③ どちらともいえない。	③ どちらともいえない。	① 賛成である。	① 賛成である。	① 賛成である。	
施設や精神科病院に入所・入院している障害者の地域移行をさらに進める観点から、平成22年10月からグループホーム、ケアホームを利用して、居住に要する費用の助成を実施している。今後とも、グループホーム、ケアホームの家賃負担の動向等制度施行後の状況を注視し、新たな制度の創設が必要であるか検討する。		自公政権時代に与党でとりまとめた「障害者自立支援法の抜本的見直しに関する報告書」において、公明党の主張により「住宅手当の創設についての検討」が盛り込まれました。平成22年の障害者自立支援法改正において、グループホーム・ケアホーム利用者に対する住宅手当は創設されましたが、今後、さらに障がい者にとって使いやすい住宅手当の拡充に向け、取り組みを進めてまいります。	施設から地域への移行を促進するため、2011年10月からグループホーム・ケアホームの家賃の助成がされており、着実に進歩していると考える。	本件については詳細につき、あまり承知していないので、今後検討して参りたい。				

Q5－5 新たな障害給付制度の創設

障害基礎年金の支給水準の不足を補い、生活保護を受給しなくて済むための新たな障害給付制度を創設することに

① 賛成である。
② 反対である。
③ どちらともいえない。
②、③の場合、その理由をお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	みんなの党	生活の党	日本共産党	社会民主党	みどりの風	日本維新の会
③ どちらともいえない。		① 賛成である。	③ どちらともいえない。	③ どちらともいえない。	① 賛成である。	① 賛成である。	① 賛成である。	
基礎年金は、全国民に共通した保障として、生活の基礎的な部分を保障するという観点から支給するもの。その水準は、基礎年金の中核である老齢基礎年金とのバランスに配慮して設定されている。年金制度全体の改革の中で検討すべき事項だと考える。		「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」において、新たな福祉的給付として「障害年金生活者支援給付金」を創設することとしたので、今後着実に実施してまいります。	Q5－1で回答したように「ミニマムインカム」を創設すべきと考えており、総合的な観点から、社会的弱者に配慮した所得再配分システムを構築していく。	趣旨についてはよく理解できるところであるが、本件を実現するためにはかなりの財源を要することに留意が必要。つまり、保険会計を考えた場合、現役世代の負担にはねること、新たな税負担も必要となること等についても合わせて検討される必要がある。				

Q5－6 特別障害給付金の適用拡大

無拠出無年金障害者の救済制度としてスタートした特別障害給付金の適用範囲を拡大して、在日外国人を含む、すべての無年金障害者を給付の対象とした制度にすることに

① 賛成である。
② 反対である。
③ どちらともいえない。
②、③の場合、その理由をお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	みんなの党	生活の党	日本共産党	社会民主党	みどりの風	日本維新の会
③ どちらともいえない。		① 賛成である。	② 反対である	③ どちらともいえない。	① 賛成である。	① 賛成である。	① 賛成である。	
一定年齢以上の外国人の方々が障害基礎年金などを受給できず、様々な苦勞を抱えていることを踏まえ、こうした方々に対する福祉的措置については、特定障害者給付金法に検討規定があることを踏まえ、引き続き検討する。			国民年金は、日本に住所を持つ外国人にも加入義務はあるが、過去の年金制度の不備からなる救済制度の適用範囲を、在日外国人を含む全ての無年金障害者を対象とすることについては、在日外国人にも多様な立場があるため一律に認めるのは適当でなく、日本国籍取得等の別途の手続により給付金を受給するのが原則であると考える。					

6、障害者権利条約について

障害者差別解消法が成立し、障害者権利条約の批准が検討されています。批准について貴党のご見解をお教えてください。
また障害者権利条約を批准するにあたって、第三十三条第二項の「この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み」(モニタリング機関)が必要になります。これに関する貴党のご見解をお教えてください。

Q6-1 障害者権利条約の批准について

- ① 年内に批准すべきである。
② 批准するために検討すべき課題が残されており、その課題を解決して批准すべきである。
(批准のための検討課題:)
③ その他
選んだ理由をお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	みんなの党	生活の党	日本共産党	社会民主党	みどりの風	日本維新の会
① 年内に批准すべきである。		③ その他	① 年内に批准すべきである。	① 年内に批准すべきである。	② 批准するために検討すべき課題が残されており、その課題を解決して批准すべきである。	② 批准するために検討すべき課題が残されており、その課題を解決して批准すべきである。	① 年内に批准すべきである。	
		障害者権利条約については、早期批准を図るべきであると考えています。			批准の形骸化を許さず、国内法をたえず見直していくモニタリング機関の設置を明確にさせる。	障害者差別解消法の施行期日は2016年4月1日で、その準備が法の実効性を左右する。また、障害者総合支援法には多数の課題が残されている。障がい当事者が法制度の設計に参画する仕組みも緒に就いたばかり。これらの課題を解決してから批准をしても遅くないと考えます。		

Q6-2 障害者権利条約のモニタリング機関

- 障害者権利条約のモニタリング機関を障害者政策委員会とすることに
① 賛成である。
② 反対である。
③ どちらともいえない。
②、③の場合、その理由をお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	みんなの党	生活の党	日本共産党	社会民主党	みどりの風	日本維新の会
① 賛成である。		① 賛成である。	① 賛成である。	① 賛成である。	① 賛成である。	① 賛成である。	① 賛成である。	

◆自由民主党からの回答 Q1～6:障害者をめぐる各種施策について

自由民主党では、総合政策集にて、次の通り障害者政策について記載し、党としての障害者施策の方向性を明確にしております。
これまで同様に、今後とも関係の皆様のご意見を伺いながら、共に検討を進めて参りたいと考えておりますので、引き続きご指導ご鞭撻ならびに自民党へのご支援を賜りますようお願い申し上げます。
【参考】総合政策集(抄)
263 障害者の方への施策の推進
自民党は、障害程度区分から障害支援区分に修正するなど『障害者自立支援法』の改正に精力的に取り組み、『障害者総合支援法』を成立させました。その着実な推進を図りつつ、国と地方の適切な役割分担の下、地域の実情を踏まえながら、計画的なサービスの基盤整備を図ります。
また、自民党が主導した『障害者優先調達推進法(ハート購入法)』を着実に実施する等雇用の促進に努めます。
さらに、精神障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、『精神保健福祉法』の改正をはじめとした精神保健医療福祉施策の改革に取り組むとともに、障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度の活用をさらに進めます。
自民党は、障害の有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう社会を実現するため、『障害者基本法』の改正に主導的取り組みましたが、さらにその具体化を『障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律案(障害者差別解消法)』の制定と『障害者雇用促進法』の改正に取り組み、図る観点から、法案を成立させました。今後、幅広い国民の共感と理解を得ながら、これらの法案の成立、施行の推進を図ります。
引き続き、障害のある人の自立と社会参加のための施策を積極的に推進してまいります。